

## 陳 述 書

2010年3月24日

大阪地方裁判所第五民事部 御中

要 宏 輝

### はじめに

私の経歴は「甲5号証」の通りです。私は、1999年10月から2009年1月まで日本労働組合総連合会大阪府連合会（「連合大阪」と略す）の専従役員として労働運動に携わってきました。2004年11月からは現役役員を退き、嘱託職員として大阪府労働委員会労働者委員（～2008年2月）、なんでも相談センター相談員（～2009年1月）の仕事をしてきました。本件訴訟に関わる、私に対する不法行為は、すべて定年後の嘱託雇用の5年間に為されたものです。

「要記事」への、(株)モリタの抗議 伊東会長謝罪文事件（2005年）

「要論文」への、電機連合の抗議 脇本事務局長謝罪文事件（2006年）

要著書「正義の労働運動ふたたび」への、連合大阪出版妨害事件（2007年）

大阪府労働委員会労働者委員の「再任妨害」事件（2007～2008年）

以上の事件のなかで、私は後輩役員から不当弾圧、仕事の妨害、人権・人格権侵害等を受けました。また私は、「連合行動指針」（甲2号証）を忠実に実践しながら、不当にも非違行為者のごとく扱われてきました。

内部で異議申し立て（甲10号証「連合大阪よ、正しく強かれ」、甲12号証「異議申し立てと要請」、甲24号証「申入書」など）の声もあげられず、声をあげても黙殺され、握りつぶされてきました。権限も組織もない嘱託の私は、訴訟上でいう攻撃・防御もできず、情けない話ですが、「やられっぱなし」でした。

私に残された方途は、本件訴訟しかなかったのです。本件訴訟は、雇用主の私に対する不当・違法な行為の責任を問うものですが、上司かつ雇用主である伊東会長らの、労働運動上、やってはならないことをやった「作為の罪」、やるべきことをやらなかった「不作為の罪」を強く問いたいのです。会長職は機関でもあり、連合大阪の組織としての責任を同時に問いたいのです。彼らの不法行為の「やり得」を許し、連合大阪が「悪しく弱かれ」のままでは、労働者が救われないからです。

私は不法行為企業、不法行為組合、そして連合大阪の役員らによって晩節を汚されましたが、自ら晩節を汚す偽証はいたしません。私の体験、見聞したことを忠実に陳述いたします。

### 一、論文弾圧事件

(1) 論文弾圧事件の端緒となった私の論文は、2006年秋、労働基準監督署関係者にかなり読まれている季刊誌「労働経済情報」(畑中労働経済研究所発行、甲7号証)に掲載された、偽装請負批判の「究極のコストパフォーマンス『雇用のない経営』」(甲6号証)という論文です。この論文は社会政策学会でも評価いただいて、1年後、シリーズ・新しい社会政策の課題と挑戦第2巻「ワークフェア」(埋橋孝文編著、法律文化社)にも所収されました。

(2) 論文の内容と書いた動機を短く述べます。「雇用のない経営」とは企業が直接雇用を避けて間接雇用、つまり派遣や下請の労働者を使ってコストダウンをはかり、利益を上げる経営手法です。これが乱用されたばかりに、非正規労働者が増え、ワーキング・プアが増えたことはご案内の通りです。「雇用のない経営」は深刻な社会問題を生み出した源泉ですが、私の論文は労働運動の切り口で書いたものです。労働組合の組織率が年々低下しており、「雇用のない経営」や偽装請負を許していたら組合員が増えず、労働運動は大変なことになるとの危機感から偽装請負批判論文を書きました。

(3) 私は松下電器、いまのパナソニックを特別に槍玉に挙げたわけではありません。この論文のなかには、当時の朝日新聞や東洋経済の偽装請負報道記事に登場した東芝・日立製作所・キヤノン・ニコン・トヨタ・いすゞ自動車・コマツといった日本の名だたる企業の名前も羅列しています。

ところが、電機連合大阪地協から抗議を受けることになるのです。私の論文に抗議の向きがあれば松下電器の会社が抗議してくるのが筋ですがなぜか電機連合が抗議してきたのです。松下電器労組の名前ではさすがに抗議できないから電機連合の名前をかたって抗議してきたのでしょう。

件の学習会、連合大阪法曹団の「労使紛争解決能力養成講座」(2006.10.17)での論文の配布は、坂副事務局長の判断で行われ、学習会においては講師弁護士の講演に続いて、要も配布された論文のコメントをしましたが、出席の脇本事務局長、松下電器の関係者からも意見も苦言も出ませんでした。

(4) さて、連合大阪の主張に対する反論です。被告らは今、裁判になって、この論文弾圧事件のエッセンスを、「論文の内容非難ではない(要の表現の自由を侵していない)」と抗弁し「組織運営上の手続き問題」にすり替えています。

また、仮に被告主張どおり、「組織運営上の手続き問題」であれば伊東会長なり、脇本事務局長が電機連合大阪地協の中世古議長と話しをすれば事足りる話しです。しかし実際は、脇本は「あなたの論文が松下(電器労組)の逆鱗に触れたのだから、あなたが中世古と話して」として、問題解決を私に振りまいた。

私は中世古と二人だけで二度にわたって話し合いました。冒頭、中世古は私に「あんたは左翼の確信犯や」と舌鋒鋭く罵りました。彼の批判の眼目は「連合の肩書きを持って連合労組のある企業批判を行ったことがけしからん」とい

うことで、「組織運営上の問題」ではありません(「自ら書いた顛末調書」p 1)。

私は、(5)で後述するような事情も考慮して、不本意でしたが譲歩して、「自ら作った顛末調書」(2006.11.19付、甲26号証、「顛末調書」と略す)でもって落着かせたつもりでした。被告準備書面では、私が非を認めて謝罪したなどと主張していますが、この「顛末調書」は事態收拾のために「政治的」に作ったもので、私のエキスキューズには作為が働いており真意ではありません。事実と真意は、甲10号証「連合大阪よ、正しく強かれ - 異議申立てと質問状 二、松下電器(株)の違法行為を連合大阪の肩書きでなぜ批判してはいけないのか、明らかにされたい」なかで述べています。「自ら作った顛末調書」なんて、そのタイトルからして言語矛盾・・・調書は人が作るもので、自分で作成するものではありません。

そして、この「顛末調書」には後日談があります。中世古の受領サインのある、乙2号証の書面では、11月24日に中世古に手交されたようですが、12月はじめ、中世古がこの書面を持参して訪れ、一部文言「しかし、今回の請負騒動にかかわって、当該の松下電器労組の見解表明はいまだありません」(p2・16~17行)を削除してほしいと私に泣きついてきました。彼の立場も、組合の見解表明も困難だったのでしょう。私は削除に応じ、印鑑をついて渡しました。(5)電機連合の抗議があつて動転した坂は、私の提出した「自ら書いた顛末調書」を手にとって来、「配布」に関わる記述を「このように変えて、お願い」と私に泣きついてきました。私は若い坂の将来を慮って、配布等の経緯を彼の求めるままに「・・・開始直前の時間的余裕がないこともあり、配布については了解し・・・」(「顛末調書」p1・21~22行)と修正しました。

このくだりの「修正前文書」(つまり、事実)は、次の<>内の文章です。

<当日の学習会の資料に供したらどうかと坂副事務局長に申し出たところ、坂は論文(コピー)を読んだ上で返事するとのことだった。その後、坂は要宏輝のもとを訪れ、「コピーでは出来上がりがよくないので、原本を印刷したい」といつてきたので、原本を手渡した。>

また、被告準備書面(1)p5には「原告は・・・本件論文のコピーを配布した・・・」とありますが、正しくありません。資料配布は、講師でもなく、主催者でもない私が勝手にできるべくもありません。

(6)私は事務局長就任間もない、脇本のことも慮って、コトを小さく、早く収めるために謝罪文に代えて、「顛末調書」を提出しましたので、これでもって一件落着とっていました。

が、後でわかったことですが、私の「顛末調書」を添付した、実質「連合大阪謝罪文」である「連合大阪相談員要の論文問題についての連合大阪見解」(甲8号証)が電機連合に差し入れられていたのです。その謝罪文の内容協議はお

るか、その提出に関しても私には何の相談もありませんでした。被告主張のように、私との協議、確認が成立していたのであれば、その謝罪文のドラフトか、謝罪文の原本コピーでも私に手交すべきだったのではないのでしょうか。私には渡されませんでした。

筋違いの抗議に対する謝罪文の当否、会長でなく脇本事務局長という謝罪文差出人名義の当否の問題もありますが、私にとって、最大のショックは謝罪文のなかで、要を非違行為者扱いしていること、原稿の事前検閲、企業名の匿名化などについて確認が要との間でできている、とした虚偽の記載があることでした。

私は、なんのために泥までかぶって、脇本らを守ろうとしたのか。脇本の勝手な所業にはらわたが煮えくり、自分を御すのに大変でした。

しかし、この謝罪文は、電機連合の抗議は「要論文の内容非難ではない（要の表現の自由を侵していない）」、「組織運営の手続き上の問題」とする被告主張のウソを明らかにしています。単なる「組織運営上の問題」であれば、「原稿の事前検閲、企業名の匿名化などについて確認が要との間でできている」といった文言を謝罪文のなかに盛り込む必要はありません。電機連合（実は松下電器労組）の抗議のターゲットは要論文そのものだったことを謝罪文は自白しているのです。

（7）私は、1967年に労働運動に入って以来40年、労働組合の役割は「労働者の保護者」「会社の批判者」「社会の変革者」と思ってやってきました。こと、労働組合の問題行動に対しても歯に衣を着せずに批判してきたつもりです。私の出版本「正義の労働運動ふたたび」（甲13号証）に所収された、20年間の論稿のなかには、いくつかの労働組合が顕名で随所に登場します。それは、脇本や坂が出版本の原稿ゲラ（甲11号証の1・2）に朱をいれた箇所でもあります。労働組合からは誰一人として私に批判や苦言を呈してきたことはありませんでした。

1999年、労働戦線が統一されて連合になり、企業（松下電器）を批判して労働組合（松下電器労組）から不意打ちのような批判を受けるとは、私にとっては想定外そして初めての出来事でした。

## 二、連合大阪版「言論弾圧法」＝「連合大阪専従役員に関わる申し合わせ事項」

（8）私は、若い後輩役員の立場や将来を慮って、囑託の身分の私が泥をかぶってコトを小さく、早く収めるべく、自ら「顛末調書」を書いたつもりでしたが、この論文弾圧事件は顛末を迎えることなく、第二、第三ステージへと進むこととなります。翌2007年1月の新年早々、連合大阪の三役会議で「連合大阪

専従役職員に関わる申し合わせ事項」(甲9号証、「申し合わせ事項」と略す)なるものが決定されます。いわゆる内規のようなものです。その内容を、後から知らされ、びっくりしました。戦時中の検閲制度のようなものだったからです。つまり、「講演する」「執筆する」「取材に応じる」の事前許可、事前検閲の強制・義務化です。治安維持法まがいのものが、連合大阪つまり労働運動のセンター(中心)に登場したのです。

(9)しかしまもなく、この連合大阪版「言論弾圧法」は私をターゲットにして作られたものであることが判明します。

坂と私のやり取り(2月28日):私が坂に対して、「今どき、こんなものつくってどうするつもりや」「こんな治安維持法みたいなものつくって、世間に笑われるぜ」「三役会議で誰も意見出さなかったのか」とやんわり質すと、坂曰く、「いや、三役の皆さんはよくわかっていらっしゃるんじゃないですか」「連合の常識が分からん人がいるから、つくったんですよ。」「連合の常識がわからないのは、あんた、要や」と言わんばかりの坂の言説に啞然とさせられました。

「申し合わせ事項」決定直後の事務局会議での、脇本とスタッフのやり取り:事情を知悉できてない某スタッフが、「『申し合わせ事項』通りにやると、仕事にならない」と苦言を呈すると、脇本は「あんたらはいままでどおり、仕事をしたらよい」と一喝したそうです。

なお、内規であるにもかかわらず、「申し合わせ事項」の周知のための説明は、私ほか嘱託職員に対してなされませんでした。

連合徳島藤原会長と脇本のやり取り(2月):藤原会長から私に直接、講演(2007.2.21 於徳島市)の依頼があったので、私は藤原会長に「申し合わせ事項」の話をし、「脇本に正式に要請して許可をもらってほしい」と頼みました( )。藤原会長から聞いた話しですが、脇本は「皆が要にナーバスになっている。それでこんなこと(申し合わせ事項を作ること)に・・・」と説明したそうです。

(このような「依頼」を私が行ったのは、「申し合わせ事項」を受容したからではなく、もし出先で事故にでも遭おうものなら、「要は勝手に行った」として労災扱いしてもらえないことが必至だったからです。)

(10)以上の事情からみても、「申し合わせ事項」が、私をターゲットにしたものであることがよくわかるというものです。早速に「申し合わせ事項」にともなう「要処分」ともいべきものが発動されました。

私は、それまでの「賃上げとストライキ」「団交」が中心の仕事の産別(JAM大阪)を離れて1999年に連合大阪に移り、「書くこと」「喋ること」「取材を受けること」そして「労働委員会」「審議会」が中心の仕事になりました。とりわけ「書くこと」は仕事が形になることもあって執心してやってきました。爾来、連合大阪機関紙「マンスリー」に春闘・最賃のテーマの記事を、嘱託の相

談員になってからは「労働相談事例」紹介記事を掲載してきました。私は、「常連」のように記事を書いていたが、その執筆依頼がピタリと止まりました。

「書くこと」も私にとっては労働運動（仕事）そのものでしたから、想像以上に堪（こた）えました。

「できの悪い」後輩役員らは「申し合わせ事項」をつくって、私を非違行為者のように扱い、「労働運動することが仕事」である私に対して仕事（労働運動）を「させない」「与えない」、理不尽な仕打ちを仕掛けてきたのです。暗転の転機は2004年11月、私は囑託の身分に替わってからです。囑託になってからは、執行委員会や三役会議に出席して発言することもできず、「やられ放し」だったのです。反撃・防御を何一つできず、退職までの5年間、耐え難い屈辱感に苛（さいな）まれることになるのです。

### 三、出版妨害事件

（11）そして、事態は出版妨害事件へと移ります。2007年10月、私は「正義の労働運動ふたたび 労働運動要論」（甲13号証）を自費出版することになりました。そこで、9月21日午前、出版パーティ開催準備のために連合大阪の電話を利用することもあるので、私の同僚の福井、衛藤相談員の二人が気を遣って、脇本に面会して協力要請をしたところ、「ゲラを見せよ」と申し向けてきたので原稿ゲラをコピーして差し出しました。

そして同日の夕方、私は同僚の相談員両氏ともども会議室に呼び出されました。相手は脇本と坂、机の上には、朱を入れたゲラが二つ（甲11号証1、2）が置かれており、検閲が加えられていました。脇本らは、私の出版本に頭名で登場する、連合の労働組合のある企業名すべてを仮名にせよと迫るのです。ゲラを見れば、松下電器はM、トヨタはT、・・・と朱書きされていました。

私、「仮名にすれば判じ物を読むようなもので、読者はわけが解からんでしょう」「自費出版に、なんでそこまで指図を受けないといけないのか」。

脇本、「申し合わせ事項に従ってもらわないと困る」「会社批判するなら、退職してからやって」。

それは交わることのない話し合いでしたが、やり取りの一方の側の主張はまさに「語るに落ちる」内容でした。同僚二人も同席した上でのやり取りでしたが、脇本らは法規範意識がないのか、確信犯なのか、不法発言をほしいままにしました。とりわけ脇本が私の出版本について、「あんたの自慢話を書いているだけやないか」と口汚く罵ったのには驚き、二の句を失いました。さらには、「申し合わせ事項」に従わなければ調査委員会を開いて、私を処分し、労働者委員も相談員も辞めてもらおうと恫喝までしました。当時、会長や脇本は、立場の弱い私の足許につけこんで恫喝すれば出版を差し止めることができると信じて疑

わずに行った「暴拳」だったと思います。

(12) 労働運動キャリアーは私の足元に及ばない、運動論も法律論も未熟な、若い後輩役員に、何故に、私にとっては珠玉ともいべき論稿が「生徒」みたいに添削指導を受け、検閲をされねばならないのか、私の体の血は逆流していました。その日の晩酌は勢い、増えたのですが床に就いても怒りがこみ上げてき、眠れませんでした。ともあれ、こんな不法行為が連合のなかでまかり通ってはならないとの思いから、脇本らとのやり取りを「異議申し立てと要請」(甲12号証)の書面にまとめました。

(13)「正義の労働運動ふたたび」は、私にとっては実に20年ぶりの単著出版で、2007年11月22日の出版パーティは200名近い参加で盛況でした。連合大阪代表の不参加は早々と承知していましたが、職場の同僚である、連合大阪スタッフユニオンの仲間の出席が一人も無かったのは正直、寂しかった。某幹部の「組織人として、パーティに参加すべきでない」といった趣旨の発言で禁足されたのでした。「火事と葬式は村八分にしない」と言われます。63歳を超えた私には「生前葬」のつもりでの出版パーティでしたが、私は職場から「村八分」以上の扱いを受けました。口を開けば、労働者に団結や連帯を説く労働組合(連合大阪)の役員やスタッフの志操が問われます。

ともあれ、この出版パーティは連合大阪の不法行為を世間に問う契機となりました。また、「正義の労働運動ふたたび」は出版妨害という受難もありましたが、2008年度の「労働ペンクラブ賞」(甲25号証)を受賞しました。

#### 四、大阪府労働委員会労働者委員「再任妨害」事件

(14) 松下電器偽装請負批判の論文弾圧事件、不当労働企業モリタへの会長謝罪文事件などを機に、伊東会長と私の関係が急速に悪化します。そして、私の、大阪府労働委員会(「府労委」と略す)の労働者委員「再任妨害」事件へと突き進んでいきます。「再任妨害」事件は、連合大阪の「委員推薦名簿」から私の排除、連合外七組合の「要委員推薦手続き」への不当介入、つまり私への推薦辞退の強要、の二つによって構成されます。

(15) の、連合大阪の「委員推薦名簿」からの排除策動は、「会長謝罪文」をめぐる連合内の争いのなかで、不意打ちのように顕在化します。

2006年9月28日、(株)モリタ(「モリタ」と略す)の、「会長謝罪文」を介した支配介入の不当労働行為事件(第二次モリタ事件、後述)の府労委審問で私、要の主尋問が行われました。その直後、森本JAM大阪委員長(連合大阪副会長、労働者委員、いずれも当時)が血相を変えて私を訪ねてきました。連合大阪の会議室に入るや否や、私の主尋問に使った要陳述書を開き、激昂し、「よくもこんなことしてくれたな、あんた、狂ったんか!」「JAMと連合を敵に回し

て勝てると思ってんのか」「労働委員も相談員も辞めてもらう。伊東とは話しがついとるんや。伊東からの沙汰を待て！」(マ)とまくしたてられました。

なぜ、森本が怒り、脅しに来たのか。要陳述書には、「モリタ労組の『連合大阪に対する抗議文』(乙7号証)は実はモリタの会社で作ったもの」という森本発言や、その後一転してモリタ寄りに転じた森本の言動の事実が記述されており、これを私が証言したからでした。

その当時、森本は私と一緒に府労委の労働者委員をやっていましたので、私は、「森本さん、労働者委員のあんたが、いま、やってることは他の事件への不当介入。これ以上、モリタ争議にくちばしを挟むと労働者委員を辞めなあかんようになりますよ」「労働者委員たるに適しない不法行為、非行をやったら失職、罷免されることになりませ」と労組法第19条の7を引用して諭すと、森本は二の句もなく、部屋を飛び出して行きました。

なお、森本が興奮のあまり口にした、私の労働者委員の解任、なんでも相談センター相談員の解任といった恫喝は、森本の予告どおり、出版妨害事件(2007年9月)で不法行為の形となって登場し、2007年12月、脇本によって実行に移されます。12月6日付通達「大阪府労働委員(マ)の任期満了について」(甲16号証)なる、「次期委員には推薦しない」という通告です。この通告をめぐってのやり取りのなかで、「要をやめさせろという強い意見があったが、これまで要をかばってきた(が、かばいきれない)」との脇本の「正直」な発言がありました(12月10日)。誰の意見か、聞きだそうとしましたが、脇本は口を割りませんでした。

これより以前、JAM大阪大会(9月17・18日)で、私の特別執行委員解任が強行され、わたしと連合との「ハシゴ」をはずされます。大会直前の三役会議で、森本委員長が「要は連合大阪のすべての役職を辞めることになっている」との(虚偽の)提案をし、要の特別執行委員解任が決定されたのです。

そして大会直後の9月23日、モリタの意を受けたモリタ労組委員長からJAM書記局に、「要の、連合大阪の役職はいつ解(と)かれるのか、会社が訊いてくれと言っている」との問合せの電話が入り、物議をかもしといった事態がおきています。

(16)ここで、被告主張にある、「委員任期についての合意」の存否について述べます。労働者委員の任期については、「3期6年」ではなく、「3期6年以上」が連合と委員との申し合わせでした。なぜ、そのような申し合わせがなされたか。それは私の委員就任当時、公・労・使の委員のなかで「労」の委員が最も滞留年数が少なく、平均で3年数ヶ月しかなく、響きをかっていたからです。

被告が主張するように、私の委員就任(2002年3月1日)当初から「3期6年」の合意が成立していたのであれば、脇本らは「労働者委員を辞めさせる」「次



は辞めてもらう」といった執拗な脅しをなぜ、繰り返したのでしょうか。全くもって腑に落ちない話しです。また、65歳を超えて労働者委員を務めていた方も少なくありません。

もう一つの申し合わせ事項は、(女性枠を除く)事務局枠一名については非現役役員とすることでした。その理由は、「使」側委員の中心で、労働委員会で絶大な影響力を持っていた豊田委員(関経協事務局長、委員歴20余年)に伍して仕事をするためでした。「労」側の威信を挽回すべく、原告は委員に任じられたものと自他共に認識していました。この任務以外にも、労働者委員11名の世話役や労働委員会事務局との窓口折衝等に専任するためには、現役を退いた役員をあてることが至当とする組織的に認識されたからです。そして、当時の前田会長から私は、「全労連の徳山委員のように長く、しっかりやって」との業務命令も受けた。意気を感じた私は、複雑かつ困難、長期化する案件を率先して担当し、その総ての事件において担当公益委員に意見陳述し、命令案を検討する公益委員会総会に意見書を提出し、出席して意見陳述しました。

(17) 連合外七組合「要委員推薦手続き」について述べます。私は、連合内にとどまらず全労連・全労協の労働組合からも広く支持(委員指名)され、労働委員会の斡旋、審査案件を担当してきました。

私が連合「委員推薦名簿」から排除されることを知った、連合外の労働組合が危機感をもって急遽、「勝手に」推薦(甲17号証1ないし7)に及んだものです。私が再任されず「実害」を蒙ることになる、争議団や労働組合としては正当な自救行為でした。

今回のケースはまた、労働組合法第19条の12-3(労働者委員は労働組合の推薦に基づいて・・・都道府県知事が任命する)にもとづく、労働組合の正当な権利行使です。私を脅し、推薦辞退に追い込んだ被告の行為は、推薦組合に対する重大な権利侵害です。これに対して、2008年1月18日、全国金属機械労働組合港合同は連合大阪に「申入れ」(甲18号証)を為し、また大阪府知事にも申入れ行動を行いました。

労働界でもあまり知られていませんが、府知事に推薦する「11名の労働者委員名簿」をつくる手続きとして2年に1回、11月に、大阪府が府下1000名以上の単組を召集して主要労働組合懇談会が開催されます。この懇談会は「官製談合」の場と化しています。同懇談会の外(そと)に労働者委員を推薦する組合があっても、事前に連合大阪を中心とする特定の労働組合の「談合」によって、大阪府の推薦締め切り前に人選(枠)が決められるのは決して正当かつ公正ではありません。ましてや私の、推薦辞退強要ケースのように、推薦締め切り前に、大阪府の行政文書公開請求制度にもとづく情報開示請求手続を踏まずに、私に関わる推薦手続書類一式を取得・閲覧し、これをもって私に推薦辞退

を強要するやり口は、「談合入札」からアウトサイダーを排除するのと同じやり口です。

(18) の、連合外七組合の「要委員推薦手続き」への不当介入、つまり私への推薦辞退強要に関わる具体的事実を述べます。

まずは、労働者委員の推薦手続の締切日(2007年12月27日)の前日の26日、被告は府労働部に命じて、連合外七労働組合が提出した、私の推薦手続書類一式を不法にも取り寄せ、27日、脇本が原告の出身組織であるJAM大阪に赴き、推薦辞退を私に働きかけることを要請しました。この請託を受けたJAM大阪肥後副委員長(当時、連合大阪副会長。現労働者委員)は翌年2008年1月8日、私に直談判に訪れ、推薦辞退を強く迫りました。1月23日、私は川口現会長からも直接、推薦辞退しなければ相談員も辞めてもらうとの通告を受けました。

また、2008年1月から2月、元連合大阪会長の柴田範幸氏(故人)が私と連合大阪との間の調整に入りました。私は、推薦辞退の条件として(「申し合わせ事項」(甲9)の廃止、要への謝罪、モリタ事件と会長謝罪文問題の解決、ほか)を提示し、この条件が受け入れられることを条件に、柴田氏の説得に応じることにしました。しかし、私が推薦辞退の条件として挙げた上記事項はまったく履行されませんでした。連合大阪は参議院選挙の多忙にことかけ、その後の柴田氏の長期入院をよいことにその履行を遣り過したのです。

「会長らは、履行を遣り過しているというよりは、もう、終わってしまっているという認識」といった風聞が伝わってきましたので、懸案の推薦辞退の条件の履行についてどうするのか、2008年11、12月頃から、直接、間接に打診したところ、の「申し合わせ事項」の廃止については川口会長が「拒否」、の「要への謝罪」については脇本事務局長が「謝るだけであれば、一席ぐらい設けますよ」といった、ふざけた返事が返ってきました。これを重大な約束違反といわず何というのでしょうか。これでは調整に心労を尽くし、亡くなられた柴田氏も浮かばれません。

## 五、会長謝罪文事件

(19) この事件は、不当労働行為企業モリタが連合大阪機関紙「連合大阪マンスリー」に掲載された、なんら「違法性の無い」記事に対して抗議(支配介入)してき、なぜか、伊東会長が争議当事者の意見を聞くことなく「会長謝罪文」(甲21号証)を手交し、さらにご丁寧にも、内部機関紙に「お詫び」(甲22号証)を広告掲載した、前代未聞の事件です。

争議中の相手方会社が組合のピラ等に藉口して抗議してくることは、対抗戦術上ままた見られますが、この事件の特異性は、労働組合法にうたわれた目的(争

議勝利)を実現すべき組合役員が、正当な組合活動(教宣活動)を防衛せず、なぜか、会社の抗議を受け入れて謝罪文を出し、利敵行為に走ったことにあります。法は、労働組合の行う行為のうち正当なものについて保護(刑事・民事上の免責、不当労働行為救済制度など)を与えています。

(20)この、会長謝罪文事件の端緒と顛末について述べます。私は、私の担当していた第一次モリタ事件が府労委で勝利しましたが、この事件を連合大阪内に教宣すべく、「合併・分割の手続きを乱用した『泥舟分割』『資産はがし』『組合つぶし』と闘うモリタ管理職ユニオン」と題する記事(甲19号証)を連合大阪機関紙「マンスリー連合大阪」(2005年8月1日号)に掲載しました。

「マンスリー連合大阪」は連合大阪の機関誌ですから、機関誌への掲載には連合大阪が承認していることはいうまでもありません。

ところが、2005年9月、モリタと御用組合のモリタ労働組合が一緒になって、私が書いた上記記事に抗議、連合大阪に支配介入してきたのです。「モリタ抗議文」(2005年9月21日付、甲20号証)の趣旨は、「労働団体が自らの主義・主張を教宣することは自由であり、時には多少の誇張などが混じることを否定するものではありませんが、少なくとも事実を歪曲したり、不当に他を誹謗中傷することは許されない」(二枚目・下から5~3行目)とし、その抗議の勘所は「要記事の内容に事実の歪曲、誹謗中傷がある」ということでした。

「モリタ抗議文」の言う、事実の歪曲の「事実」とは、モリタと子会社モリタエコノスの2社間の合併・分割手続きを介して行われた「資産はがし」「泥舟分割」のことです。そもそもモリタはその「事実」説明のための団交を拒否していました。「2001.10合併」・「2003.10会社分割」の、その前後の決算報告書等の資料が、組合の求めにもかかわらず団交で提示されなかった。モリタのいう「事実歪曲」の抗議は不当な言いがかりでした。府労委はこの経過を事実認定し、「不誠実団交」と断じて救済命令を発したのです(H17.3.30府労委命令)。前記記事の内容には事実の歪曲も誹謗中傷も一切ない、これが労働委員会での私どもの反論でした。

「会長謝罪文」も、「ご指摘の事実誤認に関しては、現在、中央労働委員会にて係争中であることなどから、・・・個別の言及は避けさせていただく」(下から4~3行目)と、至当なことを書きながらも、モリタが求めてもいない表現の問題にふれて、「記事は、内容、表現いずれにおいても、良識と品位などの観点から問題があることは事実であり・・・心よりお詫び申し上げます」とまで書いてしまっているのは的外れ、支離滅裂なお詫びというほかない。ともあれ、連合大阪がこんな謝罪文を書き、提出したから、初審命令(乙8号証)をして「表現は穏当とはいえない」という不当な判断を誤導させてしまったのです。被告は乙8・9号証の提出をもって、「会長謝罪文」を正当化せんとするのは本

未転倒というべき主張です。

(21) 2005年11月26日、「会長謝罪文」は争議当事者のユニオンから意見聴取しないまま、私の反対を押切って、モリタに提出されました。争議当事者のモリタ管理職ユニオンらは伊東会長に、「申入書」(2005.12.27付、甲24号証)を提出され「会長謝罪文を撤回し、モリタに対して命令の履行と抗議を行うこと」を求めたが無視されました。翌2006年1月11日、事態を憂慮したモリタ事件代理人浦弁護士(当時、連合大阪法曹団代表幹事)ほか4名の弁護士が会長に抗議し、話し合いがもたれました。

モリタは、この「会長謝罪文」を社内メールに添付して、子会社エコノスの社長名で発信し(甲23号証1ないし4)、ユニオンを切り崩し、さらにモリタ争議を担当・指導していた私に対して「会長が謝罪したのだから、要も謝罪文を出せ」と団交で要求してくる始末でした(甲24号証「申入書」p2・7行目～)。団交は空転し、実をあげられず、ユニオン役員からは「連合を脱退し、ほかの組合に加盟して闘うべし」の声が上がるほどでした。

モリタは「会長謝罪文」をユニオンつぶしの手段として使い、新たな不当労働行為事件(平成18年(不)第25号事件、第二次モリタ事件)を惹き起こしたのです。

(22) モリタ事件は、連合大阪の職員である私が直接指導する争議であるにもかかわらず、会長は連合大阪の組合役員でありながら闘争妨害や利敵行為に走ったのです。不当労働行為の当事者=被申立人にされても仕方ないものでした。

また、伊東会長はモリタに対して府労委命令の履行を求めず、争議資金150万円の「貸しはがし」までやり、争議指導を担っている「部下」の要の団交能力を著しく貶め、背後から撃って苦境に追いやり、私、要をして長期争議を強いています。2003年9月26日申立ての第一次モリタ事件(平成15年(不)第60号事件)から、東京地裁係属中の平成21年(行ウ)第313号労働委員会命令取消請求事件まで、モリタ争議はすでに7年近くが経過していますが、現在、連合大阪のコミットメントは一切ありません。

以上、陳述いたします。